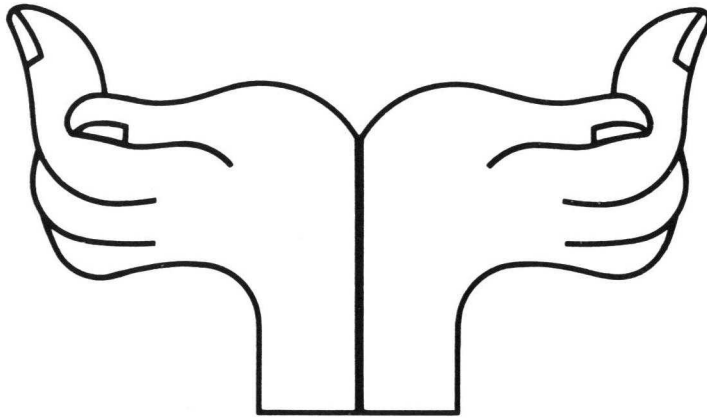


民闘連

ニュース

1981. 7 第 33 号



目 次

■ 入管令改正をどうみるか	山田貴夫	1
■ 反「差別」は「統一」をめざす	梁 泰 昊	6
■ 教員採用国籍条項撤廃にむけて	李 貴 陽	1 3
■ ミニ情報		1 8
■ 資料案内		2 6
■ 編集後記		2 8

発行

民族差別と闘う連絡協議会

● 解 説

出入国管理令改正を どう見るのか

山 田 貴 夫

(川崎朝鮮問題研究会)

1. 出入国管理令改正案の骨子

3月2日付の各新聞を通じて大々的に報道されているように政府・自民党は出入国管理令改正案を国会に上呈し、ほぼ同時に難民条約批准案も国会に提出している。改正案の詳細は別にゆずるとして、主要な骨子だけ、紹介・論評しておきたい。

A 在日朝鮮人（非協定永住者）の法的地位

戦前から1952年4月28日サンフランシスコ講和条約発効の日及びそれ以降在日している朝鮮人は、法律126号により別に法律で定めるまで在留資格・在留期間を有することなく日本に在留できるとしており、その子で1952年4月28日以降日本で出生した者は法務省令89号で、4-1-16-2という在留資格を有し、在留期間3年で、3年毎の在留期間更新を申請せねばならない。更に4-1-16-2の子は4-1-16-3という在留資格で通常、在留期間は3年。この4-1-16-3はいわゆる特別在留であり、法令上は法務大臣の自由裁量と恩恵によるきわめて不安定なものであった。上記の該当者、つまり126と4-1-16-2と4-1-16-3について今回の改正案では1982年1月1日より5年間の申請期間をもうけ、その期間内に永住申請をすれば、無条件で許可をするという内容がふくまれている（永住許可の特例）。

B 退去強制事由の整備

現行入管令では退去強制該当事由のなかの①ライ患者②精神病院に収容されている者、③貧困者、放浪者、身体障害者で生活上、国又は地方公共団体の負担になっている者——を削除し、覚醒剤取締法違反者を新たに加えている。

在日朝鮮人の在留権に関する主要な改正点は以上の二点につきるが、従来の在日朝鮮人への政治的規制を強化することを意図した改正案とは一見趣きを異にしており、たとえば旧改正案のような政治活動の禁止、同じく中止命令制度などの治安的濃厚な条文はどこを捜しても見当たらない。

2. 出入国管理令改正案上呈の背景

今回の改正案の国会上呈の背景について言えば、国際人権規約、難民条約の批准、法務省入質行政上の事務簡素化等の自民党政府内外の情勢の変化による“お家の事情”もあったのであろうが、こと在日朝鮮人処遇に関しては、決して場当りのな対策などではなく、在日朝鮮人社会、在日朝鮮人の意識構造等を十分に調査した上での最終段階的な政策と見ておいた方がよいのではないと思われる。

改正案の骨子は法務省事務官坂中論文がいわばその草案となっていることを比較検討して見れば理解が早いのであるが、私たちにとってみれば、条文のきめこまかい解釈や是非をめぐる議論よりも長期的な展望の下での法務省の“在日韓国、朝鮮人政策”が何をめざしており、譲ることの出来ない私たちの側の

対決点がどこにあるのかを見定めなければならない。その意味で坂中論文を改めて紹介しておいた方が良いと思われる。

坂中論文

法務省事務官坂中氏の手になる坂中論文とは1977年「外人登録」(221号)に掲載された『在日朝鮮人の処遇』のことをさす。この論文は発表前に『入管月報』(176号)で『今後の出入国管理行政のあり方について』と題して発表され、法務省の第一部優秀作として認定された論稿をより詳細に展開したもので、法務省の政策とほぼ基本線で合致するものと言える。

この論文の中で坂中事務官は、日韓法的地位協定に基づく協定永住者以外の在日朝鮮人の法的処遇について「これらの者の法的地位を適正に決定して多年の懸案を解決することは我が国の出入国管理行政上の重要な課題であることについては誰もが認めるであろう」とし、「入国管理局としては、法126号該当者及びその卑属を包括するよう最終解決の可能となる日の到来を待望しつつ、さしあたりそれまでの間の一步前進という意味で、例えばこれらの子及び孫に対して親である法126号該当者と実質上同一の法的地位である出入国管理令上の『本邦で永住しようとする者』としての在留資格(4-1-14)を一律に付与する措置など、当面の解決策について真剣に検討する必要がある」「いずれにしても在日朝鮮人の処遇の問題は今日の国民的課題として総合的な視野から検討されるべきものであり、まず先決問題として在日朝鮮人の在留の根拠となるその法的地位の安定を図ることが肝要であると言えるであろう」と記している。読めばよくわかっていたように、この論文での提案、「当面の解決策」「まず先決問題」として今回の改正案のポイント、永住許可の特例が法案化されてきた訳である。しかし、これが本当に「改正」点と大いばりで言えることなのか、在留資格、在留期間の面にしばってすこしつこんで実態面から考えてみたい。

3. 改正案 — 法と実態

確かにこの永住許可の特例は従来の在留資格、在留期間との比較においては当事者にとっては有利なものである。いわゆる3年毎の在留期間更新＝入管まいるの手間が省けただけでも当事者はホッとするだろう。時間をさいて、多分居住地からは遠い港の近くの入管事務所へ行くこと、遅れてはドナられたり、始末書を書かされたり、つらい思いを味わった一世の人々はどんなにか多かったと思う。字が書けないからと言って余計な屈辱を受けた人も少なくないだろう。では法務省はこうした当事者の思い、要求を受けとめて一步譲歩したのであろうか。入管行政の実務を知っている人は、この永住許可の特例によって法務省は何らの実害を受けないことを知っている。たとえば4-1-16-2及び4-1-16-3の在留資格該当者が在留期間更新の手続きに入管事務所へ行き、在留期間3年の更新を証明した在留資格証明書を受けると、当事者は市区町村の外国人登録の窓口へ行き、外国人登録事項変更登録申請するとが課せられている。そして市区町村の担当者は一ヶ月分の変更登録申請書⑤、その他の書類を県・法務省あて定期報告(月報)として送付しなければならない。ところが数年前より変更登録申請書⑤のうち、通称名、在留資格・在留期間、旅券番号、旅券発行年月日、勤務地に関する変更登録申請書⑤は、県・法務省には送付しなくてもよいことになっており、これ以前から都道府県レベルでは、都道府県で保管している外国人登録原票写票には、市区町村から送付されてくる変更登録申請書⑤に基づいて在留期間更新の記載をしていなかったのである。法務省保管の外国人登録原票写票ではどうだったのか知ることが出来ない。入管事務所からの資料に基づいて記録されていたのか、それとも、各地方の入管事務所でのみ記録されていたのか。更に昨年度の13回目の外国人登録証明書の書替時より新たにされた外国人登録原票写票(都道府県、法務省保管用)には、そもそも、在留期間、旅券番号、旅券行年月日、勤務地、上陸港、上陸許

可年月日の欄そのものがなくなっている。又、在留期間更新の手続きが遅れた場合でも、筆者の知っている例は、生まれて以来15年間分即ち、3年×5枚＝15年間分という計算で5枚の在留資格証明書を始末書をとられながらももらってきた人を知っている。当事者には3年間の在留期間更新を義務付けながら、事実上は、「ほぼ自動的に処理される事務」であり、法務省にしてみればどうでもよい日常業務であるのだろう。入管令改正案の永住許可の特例も行政事務から見れば事務の簡素化の一言につき、当事者にとっても、入管局にとっても、アホらしい、面倒くさい事務を一つ除いただけのように思える。当事者と市区町村の外国人登録事務担当者が法に縛られて右往左往していただけたことである。当事者に有利になったとは言え、実態に合わせて法律を改めただけのものである。逆に言えば今回の改正案に盛られなかった在日朝鮮人処遇を考えれば、法務省の管理・抑圧・同化の基本政策は今なお不変であるとも言える。むしろ、より鮮明になったと言ってもよい。少なくとも在日朝鮮人の人権尊重という観点から改正案が出されたものではないことは以下の点からも知ることが出来る。

4. 改正案 — その欠落の部分

今回の改正案の内容を検討してゆくと、当事者並びに在日朝鮮人問題に関わる識者の要望、指摘してきた事項がそっくり欠落している。

A. 潜在居住者の処遇

潜在居住者、即ち韓国からの“密入国者”への救済措置、対応が明かでなく、取締りの対象という従来の域を出ていない。密入国である以上、当然外国人登録はできず、当然、健康保険の適用、社会保障の諸権利からはずされている。約10万人と呼ばれる密入国者は依然として捜査 — 追放の対象でしかない。

B. 協定永住者の退去強制の続出

かつて、甲京煥君の裁判で注目されていた

点であるが、7年以上の刑を受けると退去強制該当者となり、従来は、ほとんど送還されるケースはなかったが、近年その数は増えていると言われている。協定永住者と比して、1年以上の刑で退去強制（現行令と変わらず）の該当者になる永住許可者の場合、その適用が厳しくなりこそすれ、緩和されることはない。「好ましからざる外国人」の追放は、より鮮明、具体化される危険性をはらんでいる。

C. 大村収容所収容中の人たちの場合

改正案の永住許可の特例の場合と協定永住者の場合との相違が一つ明らかになった。今回の条文では法126号の該当者で講和条約の後申請の時まで引続き本邦に“在留”するものという表現になっている。協定永住申請資格者の場合は戦前より引続き本邦に“居住”する者という表現になっている。在留と居住では、実はその意味するところが大きく異なる。つまり現在、退去強制令書を発布され、大村収容所にいる在留資格を剥奪されている人は、今回の永住申請の資格はない。合法的に在留していないからである。協定永住権申請資格の場合は、たとえ大村にいても、日本に“在留資格に関係なく居住”しているわけだから申請資格はあったわけである。困難な状況にある者への救済措置とは言えないのではないだろうか。

D. 戦後一時帰国者の場合

これは協定永住申請時と同じであるが「本邦に引続き」に抵触するため今回の永住申請でも救済されない。相当長期にわたり在日しており、日本に生活基盤があっても、戦後の混乱期に一度は解放された祖国をみたい、帰りたいという熱い想いで一時＜密出国＞し、又、＜密入国＞したという経緯のある人は、その一回の行為により二回にわたる永住申請の機会にも日の目をみることができない。

E. 5年間という制限付き申請期間

改正案が今国会で成立すると1982年1月1日より5年間に限り永住申請の有資格者

は申請し許可を受けられるがその後の出生児については、別の条項が適用される法律構成になっている。現行22条関係の改正点であるが「日本人又は永住許可を受けている者又は配偶者又は子については素行が善良であること及び独立の生計を営むに足る資産又は技能を有することの要件を満たさない時であっても永住を許可することができるようにする」という、永住許可条件の緩和のもとで取り扱われることになる。永住許可の子について、申請期間5年後の出生児であっても、この条項を使ってほぼ自動的に付与するとも読めないことはないが、日本の内外情勢の悪化、関係国との団交悪化によっては厳しく個別審査となり、法務大臣の自由裁量に委ねられる可能性を残している。

以上、改正すべき事項で改正されざる点を検討してみれば、やはり「好ましからざる外国人」には追放の道を残し、そうでないと思われる者には、改めて法的に永住を許可しようというのが今回の改正案のねらいであると言える。

さて問題は、この改正案のあとにくるもの、それこそが私たちが視野に入れ、検討せねばならない点であろう。

5. 改正案のあとにくるもの

ここでもう一度坂中論文にたちかえて考えてみよう。「入国管理局としては法126号該当者及びその卑属を包括するよう最終解決の可能となる日の到来を待望しつつ」という文章を前段で紹介したが、入国管理局の考えている最終解決の可能となる日とは、一体どんな日をいうのであろうか。興味つきないの一語である。坂中論文では在日朝鮮人の今後の生きかたを三つの類型に分類している。

- ① 外国人として定住
- ② 日本国籍取得（帰化）
- ③ 祖国への帰国

そのうち①のものについては「外国人に対して閉鎖的な面の強い日本の社会風土を考慮する時、将来にわたって在日外国人が外国人として日本社会で生き、日本政府がこれを外

国人として処遇していくことが果して適当であるかという根本的な疑問が残るとし、次に②について分析し、「日本政府としてはできることは、在日朝鮮人が日本国民となる（帰化）のはその実体と将来の動向に適合するものである」という基本的認識のもとにすすんで日本国籍を撰択したいという気持ちがある在日朝鮮人の間に自然と盛り上がってくるような社会環境づくりに努めることであろう。その意味で何より必要なことは、教育の機会均等と職業撰択の自由とを広く在日朝鮮人に認めることであり、この「開かれた日本社会」の実現をめざしてまず政府が率先して在日朝鮮人に公務員及び地方公共団体職員への門戸を開放し、更に国民世論を喚起し、企業等の理解と協力を求めることであろう」と提言している。

又、一方で外国人として生きるという①の人々に対しては、「在日朝鮮人がいかに特殊な事情を背景にもつ人々であると言っても日本社会に貢献しようとする気持よりも本国への忠誠心が勝り、本国の属人的管轄権と外交的保護権の下にある外国人としての地位にある限り、日本国の利益を害する行為を行なった場合、その他重大な理由がある場合にはこれを退去強制することができるという一線だけは主権国家として譲るわけにはいかないのである」と先にのべたように、退去強制——追放政策はその手綱をゆるめることはない。

今回の入管令の改正とは、従来の法的地位の安定化を図るというよりも、将来の展望を見すえた同化＝帰化政策を今後の基本政策とするという一種の宣言のようなものであると言っても過言ではない。繰返しになるが先の引用文にあるとおり「在日朝鮮人が日本国民となるのはその実体と将来の動向に適合するものである」という基本認識を持つと主張しているのが坂中論文のキーポイントであろう。難民条約・国際人権規約の批准により、参政権と退去強制の二点を除いて、もはや民族差別はないと法務省は言うのであろうか。確かに、誰の眼にも明らかなような民族差別＝国籍条項は行政面では撤廃されてきている。しかしそれも、日立就職差別裁判を始めとす

る当事者の要求、運動があったからこそ、行政上検討せざるを得ない立場に追いこまれたのではなかったのか。行政指導が決して先にあったわけではない。坂中氏が論文の中で開きなおってみせているように「外国人に対して閉鎖的な面の強い日本の社会風土を考慮する時」、坂中氏の頭の中には在日朝鮮人その他アジア人全体に対し、閉鎖的な面がなぜ強くなったのかということも糾明せず、またこの現実を固定化し、朝鮮人に対して、この日本社会に適合しろと迫るばかりである。日本政府はいまになっても36年間にわたる植民地支配の歴史を謝罪することなく、民族差別行政は私人間（就職、結婚、下宿etc）の差別行為を温存助長させ、当事者に苛酷な犠牲を押しつけてきた。国籍条項が撤廃され、行政上の差別が大巾に解消されたとしても“社会の実態としての民族差別”はより一層陰湿に繰返えされている。たとえば埼玉県上福岡^{イムヒョンイム}中学で起った林賢一君の抗議自殺のように。

6. 結 び

確かに民族差別の現実は見えにくくなってきた。しかし、意識して見ようとすれば、より巧妙に複雑に、他の社会問題と重層的にかみあっているのがよく見えるとも言える。同化傾向が強まると言ってもそれは、差別の根の深さ、当事者に与える打撃の大きさが同化、帰化へと向かわしめる。日本社会と在日朝鮮人の関係においては、西欧の移民労働者の居住国への定住性に基づく一体化感とは別の同化の理由がある。在日朝鮮人の同化傾向とは、流れる水の如く自然なものでは決してあるまい。残念ながら、日本社会とは、もっと

陰險で残忍な社会であったということを深く悔恨の念をもって日本人をかみしめるべきだろう。私たちはどう歩むべきなのか。在日朝鮮人の当事者にはもっと血の通った地域的、職業的、血縁的団結が求められるだろう。政治的スローガンの一致による民族的大同団結などと抽象的に語るより、きわめて原則的な“職場と地域”という生活点での結合がより求められてくると思う。日本人にあっては、労働、教育、医療、福祉、環境といったあらゆる戦線の中で在日朝鮮人との信頼関係の構築、共同作業、共闘の積み重ねが必要である。入管事件や学問的研究などのスペシャリストを必要とする分野を除いては、本来的には、逆説的な言い方であるが、〇〇朝鮮問題研究会といった組織は早くその過渡的な使命を果しおえ、労働組合として、或いは朝鮮問題の取組みを結集軸としてはいないグループ、団体がその本来の活動の中に、在日朝鮮人との関わり、出会いを機に、向き合えることこそ望ましい。無論、現状では、準スペシャリストとして〇〇朝問研と言ったグループの活動は不足しているのであり、過渡的な使命すら果していけないことは言うまでもない。しかし、社会の実態としての民族差別に迫ろうとすれば、地域活動や個別課題に取組む人との共闘なしには、閉鎖的な日本の社会風土を突き崩すことはできない。眼に見えにくい^{イムヒョンイム}在日朝鮮人問題を見ようとすることは、日本社会の歪みそのものを鋭く見抜く力量、感性を要求されているとも言える。日本の階級支配の巧妙さ、ふところの深さにたちむかい、対峙しうる力量を身につけるという原則を改めて強調したい。

反「差別」は「統一」をめざす

梁 泰 昊
(兵 庫 民 間 連)

在日朝鮮人にとっていま最も重要な問題は
何であろうか。差別を受けているという事実
であろうか。日本に“定着化”していつい
るということであろうか。はたまた朝鮮語を
解せないということであろうか。すべてに否
といたい。そうではなくて、どのように具
体的な存在たりうるのか、どのように将来的
な展望をもちうるのかということこそ問題な
のである。それが「民族的主体性」なのだ
と考える。それゆえ民族的主体性とは習いおぼ
えるものでもなければ、とり戻すというよう
な性質のものでもない。自分自身を見極め
るところからあるべき姿を見い出していくこ
とに他ならない。

民族差別をどう考えるか、「定着化現象」
をどう見るか、朝鮮語をいかに身につけるか
といった問題もすべて在日朝鮮人がどのよう
なものになろうとするのかという問いの中
から導き出されるものであろう。

かといって、在日朝鮮人の民族的主体性
なるものを容易には明示できないというところ
に多くの困難をかかえこんでしまうわけだが、
そうであればあるほど歴史的存在として自ら
を見つめなおすところから歩を進めるしか
ないと思う。

在日朝鮮人を規定するものの一つに「国籍」
がある。いかにも確かな証拠品のようである。
法的な手続きがこれをもとにしておこなわれ
る。だがそれが必ずしも実体を反映している
とはいえないことは、こんにちほぼ公けに知
られている。同じ家族・親族内でさえ韓国籍

もあれば朝鮮籍もあるという場合がすくなく
ない。さらに日本国籍の場合だってある。そ
うな経過をここで解明している余裕はない
が、一言でいえば日本の対朝鮮政策に起因
するところが大きいといえる。

在日朝鮮人にとって国籍というのは確実な
もののようであって案外あやふやなものであ
る。少し極端ないい方をすれば、自分の好み
によって訂正しようと思えるほど恣意的な要
素をもっている。国籍移行の最も多い例は朝
鮮籍から韓国籍への変化であり、これへの対
抗として韓国籍から朝鮮籍への「国籍書き替
え運動」が展開されたこともある。また「帰
化」という形で日本国籍への移行ということ
もある。日本から朝鮮への移行も皆無ではな
いどころか、そうした運動が実際におこなわ
れている。日本人と朝鮮人が結婚した場合、父
系血統主義にもとづく現行制度の下ではどち
らが父親であるかによって子供の国籍が決定
される。(この父系血統主義を採用している
のは聞くところでは日本と韓国だけだそうで
あるが、最近の傾向として男女同権の立場か
ら母親の国籍をつぐことを認めるべきだとの
意見が多く、これと関連して日本の国籍法を
今年中にも改正する動きがあるそうである)。

在日朝鮮人にとって、国籍により差別され
たり無用の対立を生み出すことはあっても、
精神上の満足感以外に得るところはほとんど
ないのが実情である。実際、韓国籍であろ
うと朝鮮籍であらうと、日常生活にどれほど
の違いが生じるだろう。韓国籍といい、朝鮮籍

といえども根っこは同じ故郷の出身ではないか。

もちろん国籍が有効性を全くもっていないわけではなく、旅券を取得する際には不可避免的に登場してくるのであるが、しかし政治的に利用できるのであれば、朝鮮籍であっても韓国への渡航が認められる（逆に韓国サイドの人が朝鮮民主主義人民共和国＝以後たんに共和国と呼ぶ＝に往来したという話もある）わけだから、これさえもあいまいなものだといって過言ではなからう。

「在日」している限り、韓国籍だからといって韓国国民としての義務（納税・徴兵など）が及ぶわけではない。国民登録をしてその登録証が交付されるが、この国民登録をするのは「国民の義務」ということになっている。けれどもそれを怠ったからといって処罰されるという話は聞いたことがない。朝鮮籍の場合でも同様であろう。そればかりか少くとも本国では考えられないような反体制運動をも可能ならしめているのが「在日」の特徴である。

こうしてみると、国籍というのは在日朝鮮人にとって壮大な虚構ではないかという気がしてしかたがない。仮に日本籍であった場合においてさえ朝鮮人として生きていきたいと思うような状況があることも決して軽視できないだろう。現在の制度下においては女性の場合、結婚ということを通して6ヶ月以内であれば日本国籍を離脱して朝鮮籍なり韓国籍になることもできる。（そのとたんたとえば国民年金を解除されるというような差別がまちかまえているということや、またそうした場合の「在留資格」の不安定さということも問題として残るのではあるが）。

このような中で、在日朝鮮人に国家へのロイヤルティ（忠誠）を強要するのは、あくまでも虚構をつらぬくことであり、実体を度外視することに外ならない。国家の側からする管理の発想からすれば必要なことかもしれないけれども、在日朝鮮人の依ってきた歴史を考える時、果してそれで説明がつくのかといわざるをえない。

このロイヤルティということばをもちだしたのは雑誌「朝鮮研究」200号における佐藤勝己氏の表現がはじめてではないかと思うが、佐藤氏自身いかなるロイヤルティをもつべきかを言明しているふうではない。ただそのインタビューである加藤晴子氏が「在日朝鮮人の側に即せば、韓国籍はもっていても、本国の人たちの負う義務や負担は全部免除されていて、かつ本国の保護権の下にあり、日本の権利にも浴していく……というようなことになれば、ロイヤルティの相剋すら生じかねない」としているのはいかなる所以なのか。素直に読めば在日朝鮮人を一般外国人と同列に並べようということになると思われるが、在日朝鮮人の歴史的現実とはそのようなものではないはずである。

義務が在日朝鮮人に及ばないことをもって在日朝鮮人がつねにラクをしていると見るのは誤解である。たとえば教育を考えてみれば日本の学校で在日朝鮮人の子供は義務ではなく恩恵として就学している。私自身、不服があるなら来てもらわなくても結構といわんばかりの対応に出あったこともあるし、そこまでいかずとも、どのような悩みや問題をかかえているかといったことにはほとんど考慮されていない。つい最近、知人が東大阪市の学事課へ就学手続に行き、本名で書類を提出したところ、係の人から「ほんとにこれでいいんですか、日本名を名のってもいいんですよ」と言われたといって憤慨しているのをみた。あえて日本の学校に入れる時の親の複雑な心の揺れを誰が知るであろうか。

国籍があいまいなものであることの一例として、朝鮮籍のものが韓青同の一員であったり、逆に韓国籍のものが朝青同に加わっていたりする。日本籍でこれらのメンバーになっている人もいる。民団と総連の両方の会合に顔を出すたくましいオモニもいる。そのような中で在日朝鮮人はどのように国家への帰属意識をもてば正解なのか。もちろんそれぞれにも主張はあるが、全体像をフォローしきれぬものとは思われない。

二つの見方がある。一つは「南」「北」い

ずれかを唯一合法政府としてとらえ、そこに帰依しようとする見方、もう一つは自分につけられた国籍イコール母国だという見方である。しかし各々の主張によって南北のいずれが唯一合法政府であるとしても、こんにち体制の異なる二つの政権が存在することは誰の目にもあきらかであり、そのいずれも五千万民族の総意を反映したものでないことはいまさらいうまでもない。また在日朝鮮人が常時携帯を強制されている外国人登録証への国籍記載がすなわち母国であるとした場合、もう一方の地は何と説明がつくのか。韓国をさして「共和国南半部」というのも、共和国をさして「北韓」というのもしょせんは政治用語であり虚構といわねばならない。

虚構を貫徹していくためにそれを補完するしかけがある。在日朝鮮人を一般外国人と同列化してしまうためには外国人登録書、韓国国民だとするためには国民登録証、共和国の海外公民だとするためには国籍法がそのしかけの役割を果している。共和国国籍法が1963年10月に公布、施行されていることは注目に値する。国の創建が1948年であるから、15年もたってから国民の概念を定める必要が生まれてきたのだろうか。ちなみに韓国国籍法は1948年12月に公布・施行され、1962年と63年に改正されている。1965年に韓日条約が締結されたことから思いあわせるならば、それを見越した上で、在日朝鮮人の規定を設け、あるいは修正したということになろう。共和国国籍法によればその公布日までに朝鮮国籍を放棄しなかった者は共和国公民としているので、その後に韓国国籍を取得した者もその範疇に入る建て前である。ここでも国籍が流動的なものである要素を残している。

日本と共和国との間に国交がない下で、法的な実効性をもっているのは外国人登録書と韓国国民登録証ということになるが、後者の場合は旅券給付を断念すれば事実上の用をなさないことになる。一方外国人登録書は結局のところ管理統制の道具という他ない以上、在日朝鮮人の生き方を規制こそすれ積極的な

方向づけをするとは考えられない。

たとえ虚構であろうともこんにちの世の中で国籍なり国家なりというものを度外視できないし、その前提のもとですべてのしくみが成り立っているというのは一応正論であろう。しかし在日朝鮮人のよってきた歴史はそういうものでは東練しきれないだけの内実をかかえこんでいるというのもまた事実ではないか。在日朝鮮人の実像のとらえ方の難しさはこの両者の狭間で揺れざるをえないところに大きな要因がある。必要なのは形式論をできるだけおさえ、実体に迫ることであろう。

現存の国家の拘束力を否定できないにしても、それに依拠（依存というべきか）する形で自らの将来を展望しようとするのが実体にそぐわないとすれば、出発点をどこに求めるべきであろうか。それは在日朝鮮人自身だといわねばならない。在日朝鮮人が自らの歴史を点検する中から展望を見いだしていくしかないのである。

ここで思い起すのは飯沼二郎氏によって唱えられた「第三の道」論である。飯沼氏はご自身が編集・発行している雑誌『朝鮮人』17号の対談の中で「総連も困る、民団も困る、あるいは朝鮮半島を見た場合に、共和国ももう『希望の星』ではない、南の朴正熙政権、これはもちろん誰が見ても札つきのファシズム、これも困る。しかも帰化をせずに、朝鮮民族としての民族的な自覚と誇りをもって、日本にこれから長く住んでいくという、一代だけでなく子々孫々住んでいこうという第三の道があっていい」と語っている。こんにち「北もダメ、南もダメ」と感じる人は少なくないと思われるので、そこに飯沼氏の論が受け入れられる土壌はある。だがこれを裏返せば「南なり北なりがすばらしいもの」であればそこについていくという発想を是とすることになる。もっとはっきりいえば、北も南もだめだから日本についていこうということに他ならないのであって、その他者依存的な考え方は質的に従前と何ら変るところがない。「北」や「南」は頑迷で何も期待できないが、日本なら言論の自由もあるし経済的にも豊か

だという甘い予感がちらついているのならあまりにもムシがよすぎるのではないか。そんな発想からどのような誇りが生まれてくるだろうか。

さらに「日本の中で朝鮮人として生きていく」という場合、「朝鮮人として」の中身になるものは一体何であろうか。雑誌『朝鮮人』18号の座談会で飯沼氏は「日本は南北が統一するまでの仮の宿だと思って日本に住んでおられる方は、ほんとの意味での在日朝鮮人じゃないんじゃないだろうか。いかなる事情があろうと、おれたちは朝鮮民族として日本に生きていくんだという方々こそ、ぼくは本当の意味での在日朝鮮人だと思う」と述べている。何故そんなに結論を急ぐのかといふが、しくてならないが、日本国内でのあり方に限定して在日朝鮮人のあり方をとらえているのに首をかしげる他ない。ここで懸念するのは「日本で生きていく」こと自体が生きることの目標になってしまうことである。生きることの目標が生きることそのものであるというような回答がありうるだろうか。

日本国内で朝鮮民族が純粋培養できるとでも考えているのだろうか。そうではあるまい。在日朝鮮人はつねに否応なく朝鮮（本国）がどうなっていくかということと切りはなしては考えられない。その意味で『朝鮮研究』200号における佐藤勝己氏と田中明氏との対談で『「在日朝鮮人問題」と『朝鮮問題』は違う』ということをさかんに強調しているのには異議ありといたい。「本国の出来事が在日朝鮮人の暮らしには連動しない」といわれるけれども、必ずしもそうはいいきれないのではない。たとえば4・19や7・4が在日朝鮮人に与えた衝撃は決して過少評価されるべきではないだろうし、韓日条約の締結がどれだけの影響力を及ぼしたかはかりしれない。あるいは「北」「南」の経済状態が在日朝鮮人の意識にさまざまな影をおとしているので事実であろう。

いわれるように在日朝鮮人がどこからみても将来帰国する可能性がうすいでしょう。するとそこから何が生まれるのか。朝鮮がどう

なろうと、自分がどう生きるかだけを考えて暮せばよいというのか。飯沼氏たちとの座談会の中で金時鐘氏が「それはほんとに孤絶の民族性ではないでしょうかと心配するのは当然のことである。『朝鮮研究』172号の佐藤勝己氏のほか5人連署の論文「自立した関係をめざして」の終りのところで「本気で帰国を考えているのであれば、自らが帰る国のありようを在日のありよう以上に考えるのはむしろ当然なことだ。逆に本気で在日しつづけるのなら、共和国や韓国のこと以上に日本でのあり方をより真剣に模索するのはこれまた当然のことではなからうか」と書かれているが、私にいわせれば在日のありようを考えることなしに帰る国のありようを考えることはできないし、逆に日本でのあり方ということも共和国や韓国がどうなるかということと無関係ではありえない。少なくとも在日のあり方を考える上で、本国のあり方はこういうものでほしいというイメージが浮かんでくと思う。

私たちが祖国に依拠（依存）する形で将来を展望することは難しいという場合、それは追従ないし従属的な関係においてはという意味であって、全く断絶してしまうというわけではない。飯沼氏や佐藤氏たちの論を見ると、どうしても在日という環の中にとじこもってしまって、その枠内だけのことに執着していく印象をぬぐえないのである。「第三の道」論が発表当初からとりわけ在日朝鮮人の側から強い反発を受けたのはこの故ではないだろうか。朝鮮そのものがどうなっているかということと切り離されて育くまれるべき民族意識とはいかなるものであろうか。それは朝鮮のありようが在日朝鮮人のありようへも陰に陽に大きな影響を及ぼすという歴史性を設し去ることに他ならないのである。そもそも朝鮮が日本の植民地になるという歴史がなければこんにちの在日朝鮮人問題はなかったかも知れないではないか。

私たちは在日朝鮮人の存在を国家に一方的に従属するものでもなければ、国家とは無縁のものとして成り立つものでもないと考える。

とすれば残された道は在日朝鮮人自身が自律性を発揮してその歴史をつらぬくような国家像をイメージすることにあるといえよう。結論からさきにいえばそれは「朝鮮の統一」において他に考えられない。在日朝鮮人の客観性を果てしない虚構として積みあげ、共有すべき歴史を反故にし、無用の対立を生み出している根源に「分断」が横たわっているからである。

たとえばこういうことがあった。大阪に「7・4 南北共同声明」からとって〈7・4〉を冠した在日同胞青年のサークルがあった。かつて朝日新聞に連載された「65万人」にも「遠回りでも統一への願いを自分たちの肉声で表現し、その足がかりを……」と紹介されたこともある。どのような会でも高揚期もあれば低調な時期もあると思うが、毎年1回は発行してきた機関誌をついに発行できないまま年を越したある日、突如として「再生総会」なるものが開かれたのである。そこには一部の人々だけが秘密裡に会合を重ねた上で、そのサークルの発足当初から参加していた何名かには意識的に案内状も発送せずオミットした形で、新しい規約まで印刷して用意されてあるという周到さであった。コップの中の嵐ではあるが、その質を思う時、こうしたことが何故暗々のうちにとりおこなわれなくてはならないのか。意見の異なる者であっても一つところに会するというに〈7・4〉の意義があるのであって、問答無用とばかり排除してかえりみない不遜さにあきれるばかりである。

このような行為をあえて行いうる人々が何の民主化を唱え、統一を語ろうとも、もはや素直に耳を傾ける気にはなれない。だがこれも「分断」が生みだした小児主観的な政治主義による一つのエピソードでしかないのである。「分断」が在日朝鮮人の間にもたらしているもの、それは相互の不信感であり、不毛の敵対感情である。しかもそれはどう考えてみても、本来不必要なものなのである。

「分断」はたんに個人的な人間関係にとどまらず、民族への離反をも生み出す。こんに

ち日本人化（同化）が若い世代に進んでいるといわれるが、その主たる原因は日本社会の民族差別にあると同時に、民族内の対立意識の環から抜け出たいという願望も軽視できないだろう。金時鐘氏は近著『クレメンタインの歌』の中で、「在日世代が日ごと風化の度合いをつよめていっているとしても、それは純一な“朝鮮”像を描ききれない、展望のなさからくる傾斜である」と述べているが、重要な指摘だと思う。飯沼氏の「第三の道」論であれば、ここところが民族差別からの脱却＝市民権獲得という問題にとどまってしまうのである。だからといって飯沼氏をとがめるのは見当ちがいであって、在日朝鮮人自らが模索すべきことがらであろう。

「統一」こそが主要な課題であるとなれば、その「統一」とはどのようにイメージされるものだろうか。金時鐘氏は「生活圏を同じうし、立場が違うからといって離れるわけにはいかない〈在日〉という状況下で、わが同胞が融和していくことが、民族融和を具現する第一歩だ。……違っているから相手を排するのではなく、違うからこそつながる必要があるのだという意識をどう創りだしていくのか。私にとって〈統一〉とはそのようなものでしかない」という。まさに卓見と思うが、紹介したように「7・4」を冠したちっぽけな自主サークルにおいてさえそうはならない現状を思いおこすとき、ほんとに「どう創り出して」いけばよいのかと考えこんでしまう。

ところで金時鐘氏の所説の中で「純一な“朝鮮”像」の必要性を強調しているのは、いささか気になるところである。たとえば「いまだまみえたことのない自分の国、北と南を同視野に収めうる立地条件を生きたというとき、成長過程にいる在日朝鮮人3・4世たちのまなこに“朝鮮”はあくまでも純一なものであらねばならない」としている。これは自己矛盾ではないだろうか。つまり一方では「純一な“朝鮮”像を描ききれない」と認めておきながら、他方ではそれがなくてはならないとするからである。日々、眼前で乗離がくりひろげられている中で「純一な“朝鮮”像」を

どのように求めればよいのだろうか。「分断の実情が公正に提示されていることこそ重要なのだ」というけれども、まずもってそういうことが可能なのかという疑問がわいてくる。

よしんばそれができたとして、そこから「純一な“朝鮮”像」がイメージされる回路はどうなっているのだろうか。たとえば「韓国の民主化」といった問題を考えるとして、公正にというのであれば「共和国の民主化」という設問も可能なはずである。権力に対して異議をとねえ自由が「南」の地で問題になるとき、「北」ではどうなのかと素朴に思う。だが現実にはこんな疑問をもつことすら許さない雰囲気があるのではないか。客観的事実よりも情報の多少が私たちの判断材料になっているだけで、本当のところは「北」と「南」の政治状況、どっちもどっちという感をいだいてしまう。どちら側かに立つというような決め方は困難であるばかりでなく、在日朝鮮人としてすべきではないのではなかろうか。ある同胞の高校生から「ぼくの家は総連やから、民団の家の子とはつきあいにくい」というようなことを聞いた時にはショックでならなかった。若い意識といえども自分の想像力を駆使して「純一な“朝鮮”像」をイメージするよりは、親の言動といったしがらみの中でしか自分の朝鮮をもちえていないのだろうか。

「統一」というとき、この「一」という文字が数字として観念上に大きな影響を与えているのではないかと思われる。金時鐘氏による「純一」という表現もそうであろうし、とかく「一に帰する」こととしてとらえられがちになるのであるが、実はここに大きなおとし穴があるようだ。本来一つであるべきものが分かれているのだから、もとどおり一つに戻るのが望ましいというような発想はこの上なくもっともなようであるが、実は素朴な感傷をくすぐるものでしかない。ここでは朝鮮文化の単一性に対する絶対的な信頼が前提としてある。しかし現実の社会がそれぞれ異なる文化圏となっており、それだからこそ「統一」が必要になるのであれば、「統一」

をモノ・カルチャ志向としてイメージすることは実質上「統一」を否定しているといわねばならない。「朝鮮は一つだ」というのは一見口あたりのよいスローガンではあるが、ここに誤解がはじまっているのであって、あえて「朝鮮は一つではない」という認識に立つことからしか「統一」を目指すことはできない。

現実の朝鮮は一つではなく、少くとも三つあるといわねばならない。いうまでもなく「南」「北」と「在日」である。このそれぞれ異なる生存体が「統一」するために必要となる原理的なエネルギーは「自己否定」であろう。つまり「統一」というのはどちらか一方への吸収ではなく、それぞれのありようの止場として実現されるべきものだからである。

ここにおいて在日朝鮮人の役割は絶大なものであると考える。なぜなら在日朝鮮人はその歴史的・地理的条件によって自らが「統一」すべき内実をかかえており、もしそれが可能になれば大状況における「統一」のモデルをも創出するからである。そしてそれは、ひとえに在日朝鮮人の英知にかかっている。誰でもない、在日朝鮮人の責任に委ねられているのだ。在日朝鮮人が生きていく展望とはこのようなところに見いだされるべきではないだろうか。

あらためていうまでもなく、在日朝鮮人はそれぞれ国籍によって拘束されている。しかし「統一」を志向するためには、それを超克する想像力が駆使されなくてはならない。その想像力とは絵空事としてあるのではなく、現実そのものの深奥に鉱脈のように横たわっているのである。それゆえ国籍をどうでもよいことと軽んじてはならない。国籍がわれわれにもたらしてくるものを批判的に摂取する中から洗い出すようにして鉱脈を発掘するのである。そうした批判力を支える基本概念は「人権」であろう。

「南」「北」の双方から在日朝鮮人の民族意識を高揚させる上で役立つものはどんどん摂取すべきである。たとえば「韓国5000年展」とか「ビョンヤン芸術団公演」といっ

たものをみるのに、政治的立場を理由に拒むのはあまりにも幼稚であり愚の骨頂であろう。さらにいえば「南」「北」いずれにせよ“母国訪問”を政治的踏み絵やみせしめに利用したりすべきでなく、もっと気楽に往き来できるようにすべきである。“自分の国”へ行くのに日本人の方がたやすく行けるという現実に対し、不満をもつものは少なくないはずである。

また在日朝鮮人にとって大きな悩みは朝鮮人としての内実をうづめることである。つまり朝鮮人といっても朝鮮語を解せないということに代表される民族性の欠除である。「南」「北」はこうした民族文化の積極的な供給者となるべきである。それはたんにことばだけに限らず、民族性をはぐくんでいくために重大な意義をもっている。しかし同時に在日朝鮮人が朝鮮語を知りえていないことに寛容になるべきである。それをいちがいに強要できるほどの条件は在日朝鮮に与えられていなかったからである。「朝鮮語を知らない者を朝鮮人だと認めることはできない」などというのは本国側からする在日朝鮮人への一種の差別であり、暴言という他ない。朝鮮人でなければいったい何者なのか。さらに在日朝鮮人の人権問題を政治的かけひきの道具にすることは許されない。道具として利用価値がある限り人権問題は解決されないだろうからである。

このように在日朝鮮人の融和を前提とするだけでも「統一」に向って「南」「北」がしなければならないことは山とある。ひるがえって在日朝鮮人自身が自らの人権を守るために所属や立場の違いを乗り越えなくてはならない。主観的にも客観的にも今後日本に住みついていく傾向がますます強いとき、日本社会がどのようなものであってもよいとは誰もいえないはずである。民族差別をなくすために共同のとりくみがなされなくてはならない。そのとりくみを個別組織の点数かせぎにすべきではない。誰がやったかではなく、誰のためにやったかが問題なのである。

民族差別をなくそうとすれば、民族内部で

の差別をなくさなければならない。政治的立場による差別はもとより、女性差別、出身地に対する差別など、自らエリを正すべきことが多くある。済州島を故郷とする二世のある青年がどういうわけか慶尚道の女性と見合いをした。見合いの席上、青年が済州島であることを知った相手の親に「島の者が陸地の人間と結婚するなんて千年早い」とののしられたという。全く信じられないような話であるが、たとえ特殊なケースであるにせよ、事実だと聞いて文字通りあいた口がふさがらなかった。いったい在日朝鮮人に陸地だ島だと区分けするどんな必然性があるのか。ついでにいえば「わが祖先は新羅の始祖朴赫居世にはじまる」式の大時代がかった“民族意識”もいいかげんにしてもらえない。

日本社会にとって民族差別をなくしていくことは、歴史的な見地から在日朝鮮人の人権を守るという大きな道義的責任を果たしていくことである。同時にまた、単一民族国家観を克服して国際化をとげていくことでもあろう。朝鮮の「統一」が複合多重文化的なところに求めるしかないことを思いあわせるとき、朝鮮人と日本人とは何と同様の課題を背負っていることだろう。

在日朝鮮人はただ歴史に押し流されるだけの存在ではない。在日朝鮮人は自らの意志をもって社会に参画していこうとする。在日朝鮮人がその人権を守り、民族差別とたたかっていこうとするのは、その彼岸に「統一」を展望するからに他ならないのである。

教員採用国籍条項 撤廃に向けて！

李 貴 陽

在日韓国・朝鮮人教員採用に関して、東京都においては74年に国籍条項が撤廃されており、すでに5人の外国籍の教員（韓国籍2人、台湾籍2人、米国籍1人）が採用されていたが、昨年採用試験に合格していながら採用にならなかった朝鮮籍の青年の例があったため、「東京での在日朝鮮人の教員採用を進める会」が発足し、朴元綱君と李由美さんの2人が今年採用となった。三重県においても昨年の李慶順さんに続き、韓哲吉さんが本年度採用され、また昨年国籍条項を撤廃した滋賀県においても在日韓国・朝鮮人の青年が採用されたとのことである。

教員採用試験国籍条項撤廃に関しては、「兵庫在日朝鮮人教育を考える会」が80年8月27日付で兵庫県及び神戸市教育委員会に国籍条項の撤廃を申し入れ、その後県議会でも取り上げられ、幾度かの交渉が行なわれ、81年4月3日兵庫県、4月13日に神戸市教育委員会は国籍条項撤廃を発表した。

一方、横浜市教育委員会は、昨年11月から今年の3月までに教職員や指導主事を対象に「民族差別追放のための研修会」を実施、すでに2千人の研修を実施している。また東京都では、3月23日付で「公立学校に在学する在日外国人児童・生徒にかかわる教育指導について」という事務通達を出し、不十分ながらも、在日韓国・朝鮮人を外国人として尊重していく教育の必要性を認めるものを出している。

ところがこのような最近の教育行政の動き

に逆行するかのように、静岡県教育委員会は5月22日、本年度実施の県教員採用試験要項の受験資格に今まで明記したことのなかった「日本国籍を有する者」との国籍条項を明記した。

さらには、最近になって明らかになったことだが、新たに教員採用試験の受験資格に国籍条項を明記した地方自治体は静岡県だけのことではなかった。

昨年に実施された81年度教員採用試験において、その受験資格に「日本国籍を有する」と明記していた都道府県・政令指定都市は、北海道・青森・宮城・山形・群馬・埼玉・千葉・新潟・富山・福井・山梨・岐阜・滋賀・兵庫・高知・福岡・佐賀・大分・札幌市・名古屋市・神戸市・北九州市・福岡市、以上の1道18県、5市であった。このうち、兵庫県と神戸市、滋賀県は本年度実施分から国籍撤廃したが、岩手・秋田・茨木・栃木・石川・静岡・徳島・香川・愛媛・長崎・宮崎・鹿児島・沖縄の13県が本年度教員採用試験において受験資格に国籍条項を明記してきたのである。これで国籍条項を設定している地方自治体は1道30県、4市となった。

この国籍条項明記の理由を静岡県教育委員会の例にみるならば、「公の意思形成に参画し、または公権力の公使につながる公務員は日本国籍を有すべきは法理上、当然のことであり、自治省、文部省の見解とも合致したので明記した。差別の意図からではない」（81・5・29付静岡新聞）、「これまで外国人

の合格者はなかった。またせっかく合格しても外国籍のままでは採用されないようになっている。最近の例では滋賀県で教員採用に合格した外国籍の人が採用されず問題化したこともあり、本県でも外国籍の人を採用しない以上、受験資格にもそのへんを明文化した方がよいと考えた」（８１・５・２８付毎日新聞）とし、その根拠を次の７３年の自治省の行政実例に求めている。

「日本の国籍を有しない者の職員の任用について」、１９７３年（昭和４８）・５・２８・自治公１第２８号、自治省公務員第一課長回答（大阪府総務部長あて）

照会

１．地方公務員法上、日本の国籍を有しない者を地方公務員として任用することについて直接の禁止規定はないが、公務員の当然の法理に照らして、地方公務員の職のうち公権力の行使または地方公共団体の意志の形成への参画にたずさわるものについては、日本国籍を有しない者を任用することはできないと解すべきかどうか。

２．前問と関連して公権力の行使または地方公共団体の意志形成の参画にたずさわる職につくことが将来予想される職員（本市においては、一般事務職、一般技術職員等）の採用試験において、日本の国籍を有しない者にも一般的に受験資格を認めることの適否はどうか。

回答

- １．できないものと解する。
- ２．適当でない。

この行政実例から、「教員というのは昇進システムのなかの１つの段階であって、将来は校長・教頭などの管理職に採用されると予想され、公の意思形成に参画する職種であり公権力の行使にあたる」と、通達でも何でもない、自治省の役人が回答した行政実例にすぎないものから強引に解釈を引き出すのである。

■矛盾する７３年自治省回答（行政実例）

地方公務員の外国人任用に関して、法令上正当な解釈でもって認めた行政実例がある。

１９５２（昭和２７）・７・３、地自公発第２３４号、地方自治庁公務員課長回答（京都府知事公室長あて）

「外国の国籍を有する者を地方公務員に任用することについて地方公務員法その他の国内法に何ら制限規定はないので原則として差支えないものと解する」

また「公権力の行使」に関して、何ら統一見解はないことは、７９年４月１３日の上田卓三衆議院議員に対する大平首相の答弁書「公権力行使または公の意思の形成への参画にたずさわる地方公務員であるかどうかについては一律にその範囲を決定することは困難である」で明らかである。

そして、「公権力の行使」の判断基準とされる５３年３月２５日付内閣法制局第一部長高辻正巳回答（内閣総理大臣官房総課長栗山廉平あて）「国家主権の維持、及び他国の対人権の尊重の見地から、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使、又は国家意思の決定の参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする者と解せられる」として、公権力及び国家意思の形成を国家主権の問題とし「……要するに、外国人が公務員たりえないという一般原則は、その職務の性質上外国人をこれに任用しても自国の主権の維持と他国の主権の尊重とを基調とする憲法の趣旨に反することにならない場合に限り、その例外が認められるものと解すべきであろう」と自国の主権維持と他国の主権尊重に反しない限り、外国人を公務員として任用してもよいとしている。

以上のように、外国人の公務員任用に関して法律上、合法的な解釈をしている行政実例や「公権力の行使」「国家意思の形成」について、それらを国家主権との問題と限定している行政実例、そして「公権力の行使」に関して何ら統一見解などないことを示している大平首相の答弁書などから考えて、７３年の自治省回答は何ら合法的根拠のある回答でないことがわかる。

合法的根拠のない、一行政機関の役人が回答した行政実例をよりどころにした「解釈」

による国籍条項設定は、憲法22条「職業選択の自由」、職業安定法3条・労働基準法3条の「差別的取り扱い禁止」に違反すること、また国際人権規約A規約6条「平等の原則」にも反することにもなる。つまりは、行政の「解釈」が法律を越えてしまい、全てこの解釈によって外国人を公務員から排除することにさえる。

公権力の行使、国家意思の形成にたずさわっているのは、せいぜい外務公務員、政府閣僚、国会議員、裁判官、地方公共団体の最高責任者、または直接国家意思を執行・実行する職務（警察官・入管職員、自衛官など……）であるにもかかわらず、具体的に何が公権力の行使で、何が国家意思の形成にたずさわる職種なのかを説明せずに一般的に外国人を排除するのではなく、むしろ一般的には認め、本来に排すべき理由がある時のみ、例外的に外国人を排すべきなのである。

滋賀県教育委員会は、80年6月5日教員採用試験について、「現に日本国籍を有しない者は、採用候補者名簿に掲載された場合であっても、同名簿の有効期間中（一年間）に日本国籍を取得しなければ、本県の教員として任用されません」という募集要項を発表したが、同化政策の強制だという各界、運動体からの抗議によって、81年度から「帰化条項」を撤廃するとあっさり決めた。伊藤多賀雄滋賀県教育長は、「在日外国人の教育公務員採用についてはいろいろ議論がなされており、各府県段階でも運用上、受け入れたり、拒否している現状だが、滋賀県の場合は全面的に拒否するものでなく、外国人の採用を前向きにとらえたいというのが真意」（80・6・25付朝日新聞）と釈明をした。

この滋賀県のさらけ出した「帰化条項」こそないが、教員採用試験の受験資格に「日本国籍を有する者」という国籍条項を新たに13県もの自治体が明記したという裏には、文部省のテコ入れがあったことは明らかであろう。

『朝日ジャーナル』80年8月29日号に山崎幸雄氏の記事「教員採用がさらけ出す日

本人の排外意識」の中で、ある文部省の役人の洩らした次のような「個人的な感想」がある。

「高校までの教育は、学問研究を主とする大学教育と違って国民形成教育ですから、ナショナリスティックな性格を否定できない。だから、この教育を外人庸兵部隊に任すことはできない。国益保護という建前から、あくまで日本人がやるべき仕事です」

結局のところ、どのように「教員が公権力の行使にあたる、国家意思の形成にたずさわる……」と強引に解釈しても、文部省の「国民教育」には在日韓国・朝鮮人教師は必要ないというのが文部省の本音である。

■なぜ、教員採用国籍条項撤廃か

74年6月に出された日立製作所の民族差別に対する判決は、あますことなく日本社会に現存する在日韓国・朝鮮人に対する就職差別を明らかにした日本裁判史上、画期的な判決であった。その中で、「戦後も現在に至るまで、在日朝鮮人は、就職に関して日本人と差別されて」きたことを認め、「我が国の一流と目される大企業の間においても在日朝鮮人が朝鮮人であるというだけの理由で、採用をこばみつけていることの違法性」に言及し、さらに「在日朝鮮人に対する就職差別、これに伴う経済的貧困、在日朝鮮人の生活苦を原因とする日本人の蔑視感覚は、在日朝鮮人の多数者から真面目に生活する希望を奪い去り、時には、人格破滅まで導いている現状にあって」と就職差別のもとたす非人間性を明らかにしている。

このことを考える時、本来なら行政が民間企業の誤った差別体質を厳しく指導すべきであるのが、行政自らが、企業でさえ明記しない国籍条項を掲げることは、民間企業の差別を温存することに口実を与えることにつながり、また行政そのものが、自ら合理的根拠のない国籍条項を設けることは、行政そのものが自ら二重の差別をしていることになる。ましてや、在日韓国・朝鮮人の歴史的背景を考えれば、行政が率先して、民族差別を撤廃していく為に教員採用の国籍条項は撤廃すべき

なのである。

また、日本社会に根深く残る在日韓国・朝鮮人に対する差別と偏見は、在日韓国・朝鮮人児童・生徒ばかりでなく、日本人児童・生徒の人間性をも触れているのである。このことは、79年9月、級友からの“いじめ”を苦に自殺した在日韓国・朝鮮人三世林賢一苦の死が知らされた時「バンザイ」の声が上がった事件に象徴されている。圧倒的多数の在日韓国・朝鮮人の子供が日本の公立学校に学んでいるという事実と、日本の学校・社会の根深い差別と偏見を考える時、在日韓国・朝鮮人児童・生徒が民族的主体をもって生きることができ、将来の進路を自ら選択できるようにし、日本人児童・生徒には、在日外国人の立場を理解でき、差別をしない、許さない子供に育てることが、日本の民主教育の資質にかかわる問題であり、責務でもある。

その意味で78年、大阪市教育委員会が学習資料として出した「在日外国人子女教育―主として在日する韓国人・朝鮮人の子ども」は、「まず日本人と同様に取り扱いは、決して日本人・外国人子女にとって、ともにプラスにはならない」とし「独立外国国民としての人権」をもつものとして尊重し、そのためには「民族的な自覚と誇りを高める教育」をすすめることを述べている。さらに「もし、かりに教師が外国人子女の正しい人権を尊重せず、差別的な教育をしているとすれば、それは日本人子女の正しい人間性の成長をむしろ妨げることになる」と指摘、「日本人子女の中にある民族的偏見と差別意識を排除し、ともに学ぶ在日外国人子女の立場を理解し、支えあわせる」と述べている。教育行政が自らの同化教育の方針を否定、日本の学校のなかで在日韓国・朝鮮人児童・生徒を独立外国国民として認めた文章であった。

在日韓国・朝鮮人児童・生徒の80%以上が日本の公教育に在学し、差別と偏見は、彼らばかりでなく、日本人児童・生徒の人間性を触れている日本の公教育の実態の中にある。在日韓国・朝鮮人教師の果せる教育的意義は大きいのである。

80年に三重県教育委員会に初めて採用された在日韓国・朝鮮人教師李慶順さんが教壇に立っている学校には、在日韓国・朝鮮人児童・生徒がほとんどいないという。その中で李慶順さんは在日韓国・朝鮮人教師の役割を「私が教えている日本人の子供に対しては、差別しない子供をつくっていくこと。私は、差別される朝鮮人の子を見ていられないのと同じように、差別する日本人の子供ができていくのが我慢できない。それが朝鮮人教師にできることじゃないでしょうか」と述べている。

一方、在日韓国・朝鮮人教師は、日本の公教育に在学する在日韓国・朝鮮人児童・生徒に対して、民族的主体をもって生き、将来の進路を自ら選択できるようにする為に、自らの生き方を示すことによって、また在日韓国・朝鮮人教師が目前に存在することによるその意義ははなはだ大きいと言わざるをえない。

また教育の総和が進路保障であるのなら、在日韓国・朝鮮人教師の誕生を阻む教員採用における国籍条項は、断じて撤廃させていかなければならない。

〔教員採用国籍条項撤廃への各地の動き〕

○今年度新たに国籍条項を設けた静岡県教育委員会に対して、「在静岡韓国人の明日を考える会」は、①在日外国人の86%を占める韓国・朝鮮人を排除する目的、②県下の大学で教職課程を取得し、卒業を控えている在日韓国・朝鮮人子弟がいること、③国籍条項撤廃のすう勢にあること、他の自治体にすでに在日韓国・朝鮮人教員が採用されていること、④国際人権規約の精神に反すること、等をあげ、今回の国籍条項は言語道断の措置として、「国籍条項の撤廃」を求め、また「在日韓国・朝鮮人生徒への教育、日本人生徒への民族差別を許さない、しない教育へのとりくみ」を問いただした要請書を5月29日提出した。

しかし、静岡県教育委員会はこれに対して、6月10日に、「日本国籍を有する者の条項を削除する考えはありません」、「本県の学

学校教育においては全教育活動を通じて、すべての人間に対して、偏見・差別せず、お互いの人格、人権を尊重する精神を培っております」との回答をよこしたにすぎない。

また今回の措置に関して、静岡県高等学校教職員組合、静岡英和女学院短期大学教職員組合、静岡大学教職員組合、静岡民団等が撤廃を要請している。

尚、在日韓国・朝鮮人の3名が出願をしたが、拒否されている。

。「在日朝鮮人生徒の教育を考える懇談会」は、愛知県に対して公開質問書を80年10月3日付で次の内容を出している。①在日外国人の90%が在日朝鮮人であり、在日は日本の植民地政策の結果である、②在日朝鮮人の子ども達の8割が日本学校に在籍し、在日朝鮮人としての誇りが持てない状況の中で、進路保障のなさは、民間企業が門戸を閉ざしているのは自治体や国が閉ざしているのと同じに関係がある、③公務員に外国人がなれない法的根拠は何もない、④教育基本法、学校教育法に基づいた教育を受け、教員免許状を所有した日朝鮮人が採用されても不都合はなく、それを除外するのは、憲法14条「法の下での平等」及び22条1項「職業選択の自由」を保障した精神に反する、⑤内外人平等をうたった国際人権規約の批准したことによって日本政府と自治体に国籍条項の撤廃が緊急に求められている。

しかしながら、愛知県教委は文書回答もせず「在日朝鮮人生徒の教育を考える懇談会」が80年11月14日県教委を訪れ回答を求めたところ、「公立学校の教員は公権力の公使をすることになるので、外国人の採用は考えられない。国も同じ考え方で、県教委として従来の方針を変えるつもりはない」と答えた。

県教委、市教委は現在も回答、話し合いに応ぜず、「在日朝鮮人生徒の教育を考える懇談会」は10日、名古屋弁護士会（福岡宗也会長）に「愛知県、名古屋市が外国籍の教員を採用しないのは民族差別であり、職業選択の自由を奪うものだ」として、名古屋弁護士会

人権委員会に求済を申し立てた。

〔教育行政の動き〕

横浜市教育委員会は、「横浜民族差別と闘う会」との度重なる交渉の結果、79年6月29日の大衆団交で①公立学校の中に民族差別があることを認め、②市教委は今まで民族差別の実態を把握してこなかったとして、80年度から「在日外国人児童・生徒の人権を尊重する教育」の方針化した。大阪市教委と同様、「在日外国人（特に韓国・朝鮮人）児童・生徒が自ら民族的自覚と誇りを持ち、たくましく生き抜いていこうとする努力を勇気づけ、助力していくこと」、そのための第一歩として「自ら本名を名のることができるよう、本人・保護者とよく話し合い、助力に努める」ことをあげるとともに、「日本人児童・生徒に、外国人を外国人として尊重し、その上に相互友好関係を築いていける資質・態度を育成する」としている。そして去年11月から今年3月にかけて教職者、指導主事を対象に、「民族差別追放のための研修会」を実施、すでに2千人の研修をおえている。

訂 正

民間連ニユースNo.32号の33ページに掲載されている金東勲先生の在職している大学名が違っていました。正しくは、「大阪経済法科大学」です。訂正しておわびいたします。

ミニ情報

■国籍条項撤廃

〔東京・国立市〕

東京・国立市議会は中小企業事業資金融資条例番8条から「市議会議員の選挙権を有すること」という国籍条項を削除した改正案を議決し、市在住の外国人の融資を認めた。今回の改正は在日韓国人の主婦の訴えがきっかけとなったもの。

〔神奈川・横須賀市〕

横須賀市の公園墓地の応募資格から在日韓国人・朝鮮人をはじめ一般外国人を排除していたが、80年12月25日から規則の改正が行われ、2月の公募から外国人も応募できるようになった。

これは、在日大韓基督教横須賀伝道所の朴米雄牧師や民国神奈川本部・横須賀支部などが同市に改正を強く求めていたもの。

〔大阪〕

民団大阪は2月26日、昨年1月、6月につづく3回目の差別撤廃の団体交渉を大阪府と行なった。

交渉の中で、大阪府は府職員採用に関しては①企業診断員②農業改良普及員③栄養士④保健婦⑤職業訓練指導員の5種を門戸開放した。また民族差別をなくす為の府側の窓口——専門研究啓発機関として「専門部会」を3月末まで設置すると確約した。

■外国人国公立大専任教員任用問題

内閣の直属諮問機関である日本学術会議（会長・伏見康治元名古屋大教授、会員210人）は、国公立大学での外国人専任教員任用問題についての見解を明らかにした。これは、在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会が77年3月に提出していた要望書に対して正式に答え

たもので、80年10月24日の日本学術会議第80回総会で採択され、最近同大学教員懇に送付されてきたもの。

見解では、国公立大学でも大学の研究・教育の発展のためには、外国人を専任教員（教授・助教授・常勤講師・助手）に任用することが認められてしかるべきとしているほか、「公権力公使」の内題では「教員の公務の本来的形態である研究・教育という作業が通常の意味での公権力の行使とは全く異質のもの」とし、また研究・教育などの審議に参加することに問題はないとし、学生処分、教員の選考人事・不利益処分といった事項の審議への参加、学長・学部・部局長の選挙権や大学の管理職（学長・学部長・研究所長など）への就任については、当該教授会の合意のある場合や特例を設けることで可能だとしている。

この見解は今後、国公立大での外国人教員任用推進運動の展開に一石を投じることになるとみられる。

■就職差別撤廃へ、民団福岡・小倉支部「進路指導委」

民団福岡・小倉支部の若手グループは在日韓国・朝鮮人の就職差別の壁を少しでも取り除こうと78年5月「就職進路指導委員会」（李孝松委員長＝小倉支部副団長）を結成したが、日本企業に対するアンケート調査、実態把握のための同胞青年の意識調査などをする一方、職業安定所訪問などの活動を続けていた。

その成果が実り、3月11日職業安定所の申し入れにより北九州市7地区の職業安定所実務担当者と民団、教育委員会、また同委員会の関係者が集まり、在日同胞の就職差別の実態を把握するディスカッションがもたれた。

門司職業安定所2階で開かれたディスカッションでは、民団側からは日本企業の差別実態を指摘、職安側からは在日韓国・朝鮮人の思考方式、1・2世の民族観の違い、日本に定住する場合の国籍の問題等が出された。

その中で、履歴書、身上書にある本籍欄の問題が出されたが、今後両者が一体となって

北九州からでも本籍欄削除の活動をしていくことが確認された。

■東京都洋上セミナーに国籍条項

「在日朝鮮人生徒の教育を考える会」は5月26日、東京都教育委員会に対して、青少年の育成を目的とする東京都教育委員会の「青少年洋上セミナー」参加資格に国籍条項が設けられているのはおかしいとし、参加資格などの改正を求めた。

「考える会」側は、「日本にいる在日外国人生徒を排除し何の国際交流か」「この国籍条項が生徒たちにどういう悪影響を及ぼすか考えてほしい」と都側につめよった。

これに対して都教委側は「洋上セミナーは日本の青少年を対象にしたもの。昨年のセミナー開催に当たり各県、総理府などに問い合わせたところ大部分が『国籍条項』を設けていたので都側もそうした。次回のセミナー開催時には再検討したい」と答えた。

■日本国体在日韓国・朝鮮人選手参加問題

88年第43回大会が予定されている京都市の船橋求巳市長は、市議会で「京都府とも話し合った上、道を開くよう国や日本体育協会に要請したい」と述べた。

京都市でも昨年、栃木国体に出場した市立高校のラグビー部のレギュラー部員が韓国籍を理由に参加できなかったことがあった。

日本体育協会も、4月に「京都国体問題検討委研究会」を設け、地元自治体代表にも加わってもらった上で、国体のあり方などを見なおす作業に入るとのことである。

■トッカビ子供会に行政保障

大阪府八尾市は81年度予算案に、トッカビ子供会への「民族学習活動費」として461万7千円を盛り込み、近く本会議で承認されることが確実となった。

これは、八尾市社会教育部がトッカビ子供会を「八尾市立安中青少年会館分室」と位置付けた上で81年度予算案に盛り込んだもの。

しかしながら、今回の予算処置は同和予算

の枠内で認められたもので、トッカビ子供会はいくまでも過渡的な措置と受け止めており、社会教育としての民族教育の独自の位置付けと行政保障を要求していくとのことである。

■上福岡3中事件

○上福岡3中全教師との話し合いを求めている「上福岡3中の教育を糾す在日韓国・朝鮮人と日本人の会」「上福岡3中問題と民族差別を考える埼玉の会」「九日会」と上福岡3中との話し合いが6月1日、同中学の図書室でもたれた。上記3団体からは約80人、3中側からは下口開人校長をはじめ教師ら27人が出席した。また市教委からは梶田進教育長ら3人が参加した。

話し合いは、川崎のオモニの会の宋富子さんの講演をまじえ、質疑応答という形でなされたが、林君の死を単に「生徒理解の不足」という一般論に終始しがちであったが、「林君はいろいろな要因が重なって死んだと思う。その主原因が民族差別かどうかはわからない」「生徒の日々の様子を理解して、教師が手をさしのべることが今回のことでよくわかった」等の話が3中教師側から終り頃になって出された。

今後、学校側との話し合いは7月までに2度にわたる話し合いを開く予定。

○上福岡市教委と林君の両親は5月18日和解書を取り交わした。

和解書の内容は①学校側が過失を認め謝罪②両親が受けた精神的苦痛に対する慰謝料を別途協議する③再び民族差別に起因するいじめが起きないようにする教育的措置④責任が明らかにされている職員の措置、などの4項目が中心となっている。

■東京都教育庁、「公立学校に在学する在日外国人児童・生徒にかかわる教育指導について」を作成

東京都教育庁指導部は81年3月23日付で「公立学校に在学する在日外国人児童・生徒にかかわる教育指導について」という教育

指導の手引きを事務通達として行った。

内容は、①在日外国人児童・生徒数②学校の受け入れ③都立学校受験時の願書・受験票の取り扱い④指導要録の取り扱い⑤出席簿の氏名⑥卒業証書の氏名の記載⑦日常の指導上の留意点⑧在日外国人に対する偏見を除き、国際社会において信頼を得られる人間を育てるための学校教育などの8項目を大きな柱としている。

この手引き作成は、「在日朝鮮人の教育を考える会」が1978年2月7日に都立高校同和教育研究会とともに「在日朝鮮人生徒の教育に関する要望書」を提出し、その後都側との再々の交渉をもち、在日韓国・朝鮮人児童・生徒のおかれている民族差別の現実を明らかにし、在日外国人児童・生徒に対する教育指針の確立を都側に求めている。

「考える会」側は、一定評価はしながらも単なる必要性だけに終始している、そしてなんら具体性のない“手引き”に対して批判を加え、具体的措置を早急にとるべきと述べている。

尚、東京都に在籍する外国籍の児童・生徒は5,331人である(1979年学校基本調査による)。

■横浜市教育委員会、研修会を開く

横浜市教育委員会(小林正和教育長)は昨年11月から教職員や指導主事を対象に「民族差別追放のための研修会」を実施、3月10日までに延べ2千人の研修を終えた。

この研修会は、ある就学適齢期の子供を持つ母親に、入学時の身体検査の通知がなされなかったことに始まる対市交渉を担った「横浜民族差別と闘う会」の二度にわたる大衆団交、幾度かの対市交渉に上って勝ちとられたもので、昨年2月同市立小・中・高・特殊校420校の校長を集め、1979年の暮に出された同市の教育力点として「韓国・朝鮮人子弟への差別追放を明記、学校現場では①学校・学級集団の中で国際理解と協調の精神育成に一層努める②韓国・朝鮮人の子どもが置かれている状況を教職員は直視し、本名で

通学することなどについて認識を高め、助力に努める③進路指導について万全を期す、などの指導方針を決めた上で、この方針を周知させた。その上で、11月22日の「副校長研修会」を皮切りに、「生活、進路指導教諭研修会」「社会科教諭研修会」「一般教諭研修会」「指導主事研修会」を開き、3月10日に再び「校長研修会」を行ったもの。

■朴秋子さん不採用問題

78年5月、大阪府立盲老人ホーム槻ノ木荘寮母採用試験で本名使用を理由に不採用となった朴秋子さんの問題で、大阪府は19日、槻ノ木荘を委託運営している社会福祉法人事業財団に対して「当事者間の話し合いを早急に行なうよう」との勧告を行った。

この問題については大阪法務局人権擁護部が昨年9月25日、槻ノ木荘の久保所長に対して「寮母採用面接において久保所長が行った一連の発言等は、就職差別、ひいては民族差別につながる人権侵犯である」との説示(注意)処分が付しているが、しかし、久保所長・財団側が当事者間の話し合いに応じないため、府が今回異例の勧告を行ったもの。

■被爆朝鮮人弔慰金問題

広島の実爆投下で被爆した朝鮮人徴用工兄弟の養父母が戦争病者戦没者遺族等援護法に基づく国の弔慰金、給与金の支給申請を国籍を理由に却下された問題でこの養父母を支援している広島県朝鮮人被爆者協議会の李実根会長は5月13日、国会内で園田元厚生大臣に会い、「却下決定は民族差別のあらわれ。人道的見地から善処して欲しい」と訴えた。

支援の同協議会は、①夫婦はサンフランシスコ平和条約発行まで日本国籍だった。②厚生省は夫婦と兄弟の養父母・養子関係を認めている、などから夫婦には当然受給権があると主張していた。

■宋斗会氏の控訴棄却

日本国籍を放棄した覚えはない、として日本国籍確認請求訴訟を起し、その後外国人登

録証を焼き捨てたことにより、外国人登録法違反に問われた宋斗会氏（65才、京都市在住）の控訴審判決が2月26日大阪高裁で開かれた。その結果、大阪高裁は一審判決（京都地裁）の有罪判決を支持し、控訴を棄却した。

宋氏は、「在日韓国・朝鮮人に外登法、入管令を適用するのは不当である」とし、1952年のサンフランシスコ平和条約で在日韓国・朝鮮人は一律に日本国籍を喪失したという日本政府の行政解釈は、一方的なものであり、少なくとも自分に対する日本国籍剥奪は世界人権宣言にも反するものと主張、外国人登録証を焼き捨てたもの。

■人格権訴訟

NHKを相手どって名前の原音読みで訴訟を起こし、6年来係争中の崔昌華氏の控訴審が4月15日、福岡高等裁判所で行なわれた。

今回は控訴人側の証人尋問で、証人は永守良孝毎日新聞西部本社報道部記者（36才）。

永守証人は「NHKは慣用が優先すると言っているが、すべての点で研究が進んでいるNHKが率先して正しい読み方をリードすべきである。マスコミが正しい読み方を使用することによって間違った慣用は消えていく。NHKの姿勢は差別につながる」と原音読みを人権尊重の立場から主張した。

これは、80年12月18日の田中宏・愛知県立大学助教授の証言に次いて行なわれたもの。

■朴正剛氏、損害賠償を求める

誤認逮捕で起訴され、無罪判決を勝ち取った朴正剛氏（25才）は、日本政府と奈良県を相手取り損害賠償を求める訴えを起こした。

この事件は、79年8月に奈良県内の鉄工所で起きた窃盗事件で、金庫に残っていた指紋から同年11月に朴さんを逮捕したもの。

金庫に朴さんの指紋が残っていたのは、その金庫が、朴さんが以前に勤めていた会社で使われていたもので、当時朴さんが金庫を扱う立場にあったため。その会社が倒産した後古物商などをへて被害にあった会社に転売さ

れたとみられる。しかし、警察も検察もそのことを全く取り合わなかったとのこと。

ここにも、外国人登録証の指紋押捺が犯罪捜査に使われていることがわかる。

■サハリン裁判の第34回口頭弁論

サハリン裁判の第34回口頭弁論が5月20日、東京霞が関の東京地裁民事三部（泉徳治裁判長）で開かれた。証言には樺太抑留帰還韓国人会会長の朴魯学さん（65才）が立った。

朴さんの証言によると、76年から81年4月まで、438人が日本への入国を申請しているという。

サハリンから帰還するには、ソ連当局から出国許可が出て韓国、日本政府の入国許可が必要。日本の入国許可は韓国人への入国許可がでないと認められない。このためソ連当局から出国許可を認められながらも帰還できなかったケースがある。

法律126号を適用すれば、帰還希望者の身元保証人などを探す必要もなく、「日本永住ということでソ連当局と交渉しやすいはず」と金敬得弁護士は述べている。

今回は7月10日午後3時から、引き続き朴魯学さんが証言することである。

尚、現在サハリン帰還裁判実行委では、サハリンから帰国した同胞、少しでもサハリンに関係したことのある人の証言や証拠を全国的に集めている。

〔連絡先〕 東京都千代田区内神田2-10-8 山本ビル内
サハリン裁判実行委
TEL 258-6450

■北九州市、不当な明け渡し要求

約120戸のうち、半数が朝鮮人で占められている同市小倉北区西港町一帯（土地約2万2千平方メートル）に対して、北九州市当局は明け渡しを主張している。

在日韓国・朝鮮人がこの土地に住みはじめたのは1954年頃で、金周七さん（57）らは、当時満潮時には海面下になるような潟

状の土地を私費と労力を投じ埋め立てたもの。

しかし、市当局は同土地の所有権を主張しはじめ、1976年に金さんを相手取り訴訟を起した。福岡地裁小倉支部は「1966年6月に民間の不動産会社から同土地を取得」と主張する市の言い分を認める判決を下した。

金さんらは、住みついてから20年も同地域を占有管理しているので、所有権の取得時効の成立を主張するとともに、市当局が居住権を奪い、生活権をおびやかすのは行政当局の民族差別を露骨に示すものとして、「強制退去反対闘争委員会」を結成し、市当局と闘うとのことである。

■警察官暴行事件

○東京都荒川区で酒に酔った警察官らが派出所に身辺保護を求めてかけ込んだ在日韓国・朝鮮人青年高さんを監禁し、集団暴行を加えるという事件が6月1日に起きた。

高さんら3人は、日暮里駅前ビル3階でエレベーターを待っていたところ、同ビル4階のパブで酒を飲んだ荒川署警察官4人がエレベーターで降りてきたが、高さんらを乗せず2・3回昇降をくり返すいやがらせをした。仕方がなく高さんは1人で階段を降りたが、1階で警察官らとハチ合せになり、「エレベーターで遊んでいたら乗れない」と注意をしたところ、「お前は誰だ、なまいきだ」と暴行されそうになり、かけようとした警察官にビニールサンダルをとっさに投げつけ、近くの日暮里駅前派出所にかけ込み身辺保護を求めた。

派出所内には2人の警察官がいたにもかかわらず、高さんを追いかけてきた警察官らが暴行を加え、顔や胸、左腕などに2週間のけがを負わせた。

このとき、派出所にいた制服警官2人も同僚らの暴力行為を制止しないばかりか、待機室に高さんをつれ込み、カギをかけるなどの集団暴行に加担、1人は暴行に加った。

○兵庫県警尼崎中央署の中央派出所で警官に乱暴され、2週間も入院するけがを負わされ

たとして、全泰徳さん(57才)が兵庫県と警察官3人を相手取り、損害賠償を求めている控訴審判決が1月30日大阪高裁であった。大阪高裁は兵庫県の賠償責任を認めた一審判決を支持し、兵庫県に165万の支払いを命じた。

この事件は、73年4月12日尼崎市内のすし店で酒を飲んでいた金さんが、店員の接客態度が悪いと店主と口論のすえ、近くの尼崎中央派出所に行き話しをした。その後金さんは1人で派出所に戻り、大声をあげるなどした。この直後、派出所内にいた警官3人に腹をけられるなどの暴行を受け、小腸を12センチ切り取る手術を受け、2週間入院した。

■外国人登録証の指紋押捺拒否

1月12日、北九州市小倉に住む崔善恵さん(15才)が指紋押捺を拒否したまま、小倉北区役所で外国人登録の更新を行った。崔善恵さんは、「悪いことはしていないのに指紋をとられるのは屈辱には耐えられない」と指紋押捺を拒否したもので、同区役所は「拒否のため未押印」と記した新登録証を手渡した。

「外国人登録法」によると、未押印の登録書でも有効だが、1年以下の懲役か禁固、または3万円以下の罰金が課せられることになっている。同区役所は、直ちに告発ということとはせず、話し合いを続け関係機関とも連絡をとりたいとしている。

今回の問題に対して、民団小倉支部、在日大韓基督教西南地方会の申鉉錫会長、在日韓国・朝鮮人の人権獲得闘争連合会の崔昌華代表らが1月31日、外国人登録事務を管轄する北九州市の谷伍平市長あてに「外国人登録法違反として告発しないように」と申し入れた。また北九州キリスト教協議会常任委員会(代表・松倉浩牧師)も1月26日に「人権に深くかかわることなので告発しないように」と文書で申し入れた。

尚、崔善恵さん宅にはカミソリの入った悪質な強迫文が送られたとのことである。

○KCC内地域問題研究会では、現在この指紋押捺に関するアンケート調査を行っているが、その中間報告が7月に出る予定である。

■外登法乱用

昨年4月18日、朝鮮大学生30人に対して、小平署員が無差別に外国人登録証の提示を強要した事件が起きたが、埼玉県熊谷市で16才の同胞青年に外国人登録証の提示を強要した事件が起きた。

一時停止でバイクを止めていた青年に、在日韓国・朝鮮人とわかると登録証の提示を強要、不携帯とわかると交番へ連行。しかも母親が登録証を持ってかけつけたにもかかわらず立件しようとしたとのこと。

■難民条約成立

難民条約（難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書）が6月2日衆院本会議、6月5日には参院本会議をそれぞれ通過した。

それに伴う関係国内法の改正は、「出入国管理および難民の認定書」と、国民年金法、児童手当法など社会保障関連各法から国籍要件を削除した改正案からなっている。

〔出入国管理令の改正案の主な骨子〕

○一般永住の大幅緩和 — 在留資格126—2—6該当者およびその直系卑属（子、孫など）は、申請をすれば無条件で一般永住資格を取得することができる（対象者は約28万人）。

○退去強制事由の「整備」

退去強制の対象となる「ライ患者」「精神障害者」および「国または地方公共団体の負担になる貧困者、放浪者、身体障害者」を削除し、新たに覚せい剤取締法違反者を加える。

○名称の変更

現行の「出入国管理令」を「出入国管理及び難民認定法」と改める。

○追放または強制送還制限

難民条約第33条に基づき、日本の国家利益または公安を著しく害すると認める場合以外は、迫害国へ向けて難民を追放または強制

送還はできない。

〔児童手当関係〕

児童手当関係では、児童扶養手当法、特別児童手当支給法、児童手当法の3法が改正され、被保険者資格、受給資格から国籍要件を撤廃した。

〔国民年金〕

国民年金法改正により、外国人にも国民年金への加入の道が開かれたが、国民年金の給付の中で最も必要な老齢年金を受けるためには、60歳までに25年間の加入が満たされなければならない。この資格を満たせない35歳以上の人は、在日韓国・朝鮮人だけで22万人にものぼる。この人達に対しては、特別の救済措置はない。

また障害年金においても、日本人の場合には経過措置をとることによって20歳が過ぎても年金が受給できるようになっているが、外国人の場合は、改正施行日以後20歳未満の障害者は受給できるが、施行日以前に20歳未満の障害者となり20歳をこえてしまった者は受給できない。また施行日以前に20歳を過ぎた障害者に対しても受給できないことになっている。

今回の改正に対して、日本人に対しては特例措置がなされた経過があるにも、今回改正では一切の特例措置がなされないのは差別を温存・助長させるものとして各方面から抗議が起きている。

■在日外国人入権センター（大阪）シンポジウム

「出入国管理令改正と外登法における諸問題」というテーマのもとにシンポジウムが5月9日大阪で在日外国人入権センター主催で開かれた。

発題、パネルディスカッションの後、①改正の本質的ねらい②不法入国者扱いの不変性③外国人登録の指紋押捺の問題等が論議され、また今回の改正案に対して、①退去強制事由を少なくとも協定永住取得者と同一のものとする特例をもうけること②仮放免時の保証金を現状維持とすること③一般永住の申請期限

をもうけないこと、の3点を含む要望書を法務省に提出した。

■“模範囚”に在留許可

協定永住許可をもつ在日韓国人Sさんが8年の懲役刑を受け、このほど“模範囚”として仮出所をした。これまでの例では、退去強制令書が發布されるのだが、意外にも特別在留の許可がおりた。法務省の方針転換が何らかの形であったのではないかとこのケースに注目する向きもある。

■国籍法改正

昨年日本政府が署名した「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」にむけての「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」が、婦人問題企画推進本部によって81年5月15日まとめられた。

そのなかで、外国籍の父親と日本籍の母親との間の子どもは日本国籍をとれない現行国籍法に触れている。条約の九条二項の「子供の国籍に関しては、婦人に男性と同等の権利を与える」という条文があり、重点目標では「父母両系の血統主義を採用する方向」と明記、国籍法の改正は時間の問題となった。

■国連人権委、在日韓国・朝鮮人の人権問題取りあげる

2月2日から3月13日まで行なわれた国連人権委は、各国から提議された4万～5万件の人権問題の中から約20件を取りあげた。その1つとして在日韓国・朝鮮人の人権問題が取りあげられた。

このことに関連して、3月2日在ニューヨーク国連代表部公使・赤松良子、在ジュネーブ国際機関日本代表部公使・鈴木文彦、外務省関係者5人が同委員会に呼ばれ答弁を求められた。委員会は非公開であり公表されることはないが、「日本政府は前向きに取り組む」との答弁をしたと、近いすじからの話があったそうである。

在日韓国・朝鮮人の被差別状況が国連の監視下に置かれることになった、と言える。

■入管白書

約5年毎に日本法務省入管局が発行する『入管白書』（正式名称『出入国管理の回顧と展望』昭和55年度版）が4月21日発売された。

白書は、日本の出入国管理の沿革を振り返り、現在の在日外国人統計、出入国業務の経過と現状、今後の入管行政の展望と課題などを提示している。

その中で特に、問題となっている「外国人登録法」の①常時携帯義務の緩和②指紋押捺義務の軽減③罰則の軽減④登録証明書の切り替え間隔の延長が国会審議において指摘されたとして、各項目にわたって将来への「緩和措置」が明言されている。

「不法」入国者の問題は、強制送還の様相、違反件数などは統計資料をあげながら、不法残留事犯及び資格外活動事犯の増加を指摘するにとどまっている。また在日韓国・朝鮮人の「不法」入国者の特別在留資格許可の様相は全く明らかにされていない。

■朝日診療所開設

「同胞の医療に奉仕したい」との情熱に燃えた5人の若い在日韓国・朝鮮人医師が力を合せて診療所を神戸市内に開設、4月16日から業務を開始した。

朝日診療所開設を実現した5人の医師は、金守良さん（31才）、姜京富さん（28才）、徐昌教さん（29才）、高光重さん（29才）、洪亨司さん（29才）で、金守良さんが常勤医師として運営の中心にあたるとのこと。

朝日診療所のある長田区内には同胞が約12,000人住んでいるが、日本人に比べてB型肝炎、肝硬変などの肝臓疾患は10.5倍、神経系の疾患は8倍、糖尿病は4.4倍とはるかに率が高く、病気にかかっている同胞数は日本人より平均2.2倍にもなるという。この診療所の働きに期待が寄せられている。

〔朝日診療所連絡先〕

神戸市長田区細田町1-4-13

電話 078-643-3688

■「僑民庁」新設を協議

韓国外務部は、新憲法に挿入された「在外国民は国家の保護を受ける」という在外同胞保護条項を受けて、「僑民庁」設置の協議をはじめている。

■在外韓国・朝鮮人146万人

韓国外務部発表の統計資料によると、海外に在住する韓国・朝鮮人は80年6月30日現在で、1,468,935人とのことである。これに中国・ソ連などに住んでいる約200万人を加えれば346万人となる。

この資料によると、日本66万5千人、北米60万7千人、中東12万5千人の順となり、総数が1,468,935人に達している。これは79年度の1,341,701人に比べて9.5%の127,234人増えたことになる。また、その構成比を見ると、移民85.3%、勤労者8.1%、その他5.2%、留学生1%などとなっている。

尚、中国には168万人、ソ連には約40万人の在外韓国・朝鮮人がいるとのことである。

■桃山学院大学、金学鉉氏を採用

桃山学院大学(村田恭雄学長)は、「韓国・朝鮮文化論」の専任教員に教授に神奈川県鎌倉市在住の金学鉉氏(51才)を経済学部助教授の資格で4月1日付で採用した。

金学鉉氏の著書には、80年度青丘文化賞を受賞した『荒野に呼び声』(柘植書房)、訳書に『抗日学生運動史』(金成植著、高麗書林)などがある。

■「民族差別」入試に問う

東京都港区麻布学園中等部の入試に、「民族差別」を問う出題がなされた。

出題の内容は、戦後、サハリンから北海道に移住したサハリン先住民族ウイльтаの人達の、長年にわたるいわれのない差別の体験を通して、ウイльтаで生きようと決意し、現在北方民族の資料館の館長として資料の充実にあたっているゲンヌーヌさんの話を中心に、

①第2次世界大戦が終わるまで、学校で日本語を強制されたところは、サハリンのほかどこがあるか②「オロチョンの火祭」に集まった日本人の多くは祭りを楽しんでいるのに、ゴルゴロさんは苦しんでいた。祭りの受けとめ方にどんな違いがあるか③ゲンヌーヌさんたちが文化を守り伝えて行く仕事に、田中先生たち日本人が協力することにどんな意味があるか④文章全体を読んで国とそこに住む人についてどんなことを考えたか。

多かった回答は、①朝鮮②観光と宗教儀式の違い③戦争を始めたことにつぐない④異なる国・民族が仲よくすることは世界平和につながる、などであった。

■金敬得氏、本国留学へ

78年初めて韓国籍で弁護士資格をとり、現在「国民年金訴訟」「サハリン裁判」などで在日同胞の人権問題に取り組んでいる金敬得氏は、将来「在日韓国人人権センター設立」の夢を持っており、そのためには本国の法律体系を勉強しておく必要があると、かねてからの希望であった本国留学に踏み切り、6月中にも訪韓するとのことである。

■在日韓国人の町内会長誕生

京都府右京区西院南高田町で焼き肉店を経営している金在述(73才)が3月に西院南高田町内会(79世帯)の会長に選ばれた。

金さんは、地域で保育園を経営、さらに在日大韓基督教京都教会名誉会長として信頼が厚い。

京都市内には約6千の自治会、町内会があるが、外国人が会長に選ばれたのは初めてのこと。このことに金さんは、「私が選ばれたことが、話題になること自体、残念なことだ。私の会長就任が欧米並みの差別撤廃へのきっかけになり、日本が“心”の面でも真の先進国になってくれるよう望みたい」と語っている。

資 料 案 内

(R A I K 取 り 扱 い)

☆ R A I K 発 行 資 料

- ・就職差別問題資料 — 糾弾!! 労働省・労務行政研究所 №.7 200円
- ・㊤資料集「外国人子弟教育についての諸問題」 300円
- ・民闘連ニュース 1号～32号(民闘連刊) 150円～600円
- ・民闘連ニュース・合本 1号～15号 2,000円
- ・民闘連ニュース・合本 16号～30号 2,500円

☆ 日 立 闘 争 関 係 資 料

- ・在日朝鮮人に対する同化教育についての考察 — 解放後における大阪を中心に —
朴君を囲む会刊(資料集№.2) 300円
- ・証言集1 佐藤勝巳 " (" №.3) 200円
- ・証言集3 梶村秀樹 " (" №.4) 150円
- ・証言集4 李 毀直 " (" №.5) 150円
- ・朴鐘碩・就職差別裁判三年間の地平 " (" №.6) 400円
- ・日立就職差別裁判・判決全文 " (" №.7) 100円

☆ 各 運 動 体 そ の 他 発 行 資 料

- ・「マイノリティー問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総会刊 100円
- ・在日韓国人の法的地位の現実と展望 " 300円
- ・고개(コゲ) 第1・4・6集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 各500円
- ・燈台 第29・30・32・33・34・35号 在日大韓基督教会青年会全国協議会刊 各500円
- ・地域運動の手引き " " 500円
- ・日韓教会の協力を考える — その歴史と課題 日韓連帯シリーズⅡ
在日大韓基督教会総会刊 300円
- ・民族と教育 日韓連帯シリーズⅢ 日キ教団日韓連帯特別委員会刊 450円
- ・アジアの人権 5号 アジア人権センター刊 500円
- ・韓国民衆の人権を守るたたかい — 韓国キリスト教都市産業運動の現実 —
韓国民化闘争支援関西キリスト者連絡会議・編 500円
- ・韓国都市産業宣教教会の闘い — 労働現場のレポート
韓国問題キリスト者緊急会議刊 500円
- ・在日韓国人の人権 — 新聞切抜集 創刊号 NCC在日外国人の人権委員会刊 300円
- ・ " " 第2号 " " 400円
- ・ " " 第3号 " " 400円
- ・ " " 第4号 " " 500円
- ・在日韓国人の諸権利に関するシンポジウム報告書 日本キリスト教協議会刊 500円
- ・自分の意志で堂々と帰りたい 資料集№.3 申君を支える会刊 150円
- ・申京煥君裁判資料 " 400円
- ・申京煥君を支える会全国ニュース №.1・№.2・№.3 " 各100円
- ・申京煥裁判 証言集・第1集 600円
- ・ " " 第2集 400円

・申京煥裁判 証言集・第3集		200円
・在日朝鮮人問題連続講座・講演録	申君を支える会刊	300円
・強制送還阻止 - 韓さん一家支援のために	韓さん一家を守る会刊	300円
・入管と縁を切りたい No.3	金鐘申さんの裁判をすすめる会刊	300円
・政治亡命訴訟 - 尹秀吉氏の訴へ	尹秀吉氏の実現する会刊	1,000円
・きつつきの群れ - 京都韓国学園建設問題に関する資料集 -		
	京都在日外国人の民族教育を守る会刊	500円
・京都韓国学園建設促進 / 7・20集会報告	京都韓国学園建設促進連絡会議刊	300円
・韓国学園資料	京都韓国学園建設促進青年協議会刊	200円
・東大関係者逮捕者	陳斗鉉さんを救う会刊	500円
・アジアと女性解放 No.7	女性差別・民族抑圧からの解放をめざして刊	300円
・함성(喊聲) - 行政差別の撤廃を訴える	在静岡韓国人の明日を考える会・ 静岡韓国人福祉増進連絡協議会刊	500円
・川崎における地域運動 - 民族運動としての地域活動をめざして - No.1		
	川崎・在日同胞の人権を守る会刊	300円
・地域にねざした民族教育をめざして Part III - かわさき青丘社活動者会議編		200円
・在日朝鮮人就職差別 - 電々公社受験拒否撤回闘争	市立西宮西高校分会編	800円
・釜ヶ崎 1975年冬	協友会・地域研・KUIM刊	300円
・ " 1976年冬	" " "	300円
・定住外国人と国公立大学	在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会編	500円
・在日日本人と在日朝鮮人	東京大学法学部・大沼ゼミナール(1976)	750円
・苦難から起ちあがるオモニ達の声1, 2	青丘社・子供を見守るオモニの会刊	300円
・こんなに生きてきたんや - 成合における在日朝鮮人の生活史 -		
	「成合における在日朝鮮人の生活史」合同編集委員会刊	400円
・民族差別をなくすために	尼崎市刊	200円
・見えてきたもの - 東京都歯科医師会の民族差別を糾弾する闘いから		
	東京都歯科医師会の民族差別を糾す共闘会議刊	400円
・チャンソリ Vol.1・2・3・4・5・6	チャンソリ舎刊	各500円
・바람(風) 2号 - 在日韓国・朝鮮人の日常の間から	パラムの会刊	700円
・解放後の在日朝鮮人運動	梶村秀樹・第五回朝鮮史セミナー夏期特別講座	600円
・表現にみる部落差別と朝鮮人差別	佐藤勝巳・全旺労九周年記念講演	300円
・九月の空の下に - 林賢一君一周忌記念文集	九日会刊	300円
・壁に挑む	上福岡3中の教育を糾す在日韓国・朝鮮人と日本人の会編	500円
・民族差別を許さない教育闘争のために	筑豊と共闘する会刊	300円
・九州朝鮮人強制連行の実態	"	300円
・大村の話 - 崔正雄氏強制退去強制事件	在日朝鮮人への差別撤廃を!	
	名古屋市民の会刊	400円
・歴史にみる朝鮮と日本	調布・ムルレ会	500円
・在日韓国・朝鮮人と日本の教育	"	500円
・在日二・三世の生き方と本名	在日朝鮮人生徒の教育を考える会	500円
・九条思潮 PART IV	東九条青年会	500円
・オモニ - 第一集	九条オモニ学校	200円
・いまわたしたちはどう生きるか - 在日韓国・朝鮮人青年の主張	日本朝鮮研究所	700円

☆日本学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会 発行資料

・在日朝鮮人教育の原点を探る	資料集№.2	300円
・なぜこんなにたくさんの朝鮮人が日本に住んでいるのだろうか	" №.3	300円
・なぜ日本の学校に多くの朝鮮の子どもが学ぶことになったのか	" №.4	300円
・なぜ「本名を呼び・名のる」とりくみをやらなければならないか	" №.5	300円
・今日の朝鮮民族差別 ―深江小学校吉田校長の差別思想を斬る―	" №.6	300円
・関東大震災と朝鮮人虐殺	" №.7	300円
・教育における民族差別	" №.11	300円
・在日朝鮮人教育実践と運動の確立発展をめざして	" №.12	300円

☆大阪市外国人教育研究協議会 編集・発行資料

・사람 (サラム) 民話編 I	300円
・" " II	200円
・" 生活編	200円
・" 音楽編	300円
・" むかし話選 金剛山のトラたいじ	700円
・サラムえほん	500円
・市外教ニュース合冊 創刊号(1972.9.2)～第23号(1979.7.4)	300円

☆朝鮮資料研究所 発行資料

・覆すべき在日朝鮮人教育史	朝鮮資料研究所資料叢書第一集	500円
・日本人教師が迎った在日朝鮮人教育戦後(大阪)史(一)	朝鮮資料研究所資料叢書第二集	500円

編集後記

■本年度教員採用試験において、国籍条項を新たに明記した自治体が13にものぼり、結局のところ30県4市となっています。このことは、日本の公教育には在日韓国・朝鮮人の子供が民族的に誇りを持って生きていくことなど保障する必要もないし、また在日韓国・朝鮮人教師など必要もないという差別・排外主義に凝り固まった文部行政の表われ以外のなにものでもないのです。この国籍条項明記というのは、最近の教科書検定問題等で言われる文部行政の右傾化の流れの一つと見るべきでしょう。

今、この国籍条項撤廃に向けて愛知と静岡で我々の仲間が闘いを展開しています。この民間連ニュースでも、今後彼らの闘いをフォローして行きたいと考えています。

■本号では、今年の1月から6月中旬までの在日韓国・朝鮮人に関する問題及び出来事を、記録をとどめるという意味でも、ミニ情報として掲載いたしました。

また、本号から論壇のページを設けましたが、以後も継続をしていきたいと思います。

■次号は、民族教育に関する問題、在日論に関する記事、またできれば愛知・静岡の動き等を企画中です。発行日は9月1日を予定しています。

(L. K.)

発行日 1981年7月1日

№. 33号

頒価400円

発行人 李 仁 夏

発行所 民族差別と闘う連絡協議会

在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内

〒160東京都新宿区西早稲田2-3-18-52

TEL 03-203-7575

民闘連 郵便振替番号 東京4-30267 RAIK 郵便振替番号 東京5-30268